

愛媛大学図書館規則

平成16年4月1日
規則第185号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第31条第2項の規定に基づき、愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、愛媛大学（以下「本学」という。）の使命を達成するため、必要な図書館資料を収集、整理及び保管し、本学の職員及び学生の利用に供することを目的とする。

(業務)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の受入れ及び管理に関すること。
- (2) 図書館及び図書館資料の利用に関すること。
- (3) 学術情報の提供に関すること。
- (4) その他図書館の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(分館)

第4条 図書館に、次の分館を置く。

医学部分館

農学部分館

(館長)

第5条 図書館に館長を置く。

- 2 館長は、愛媛大学図書館長選考規程により学長が選考し任命する。
- 3 館長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、館長の任期の末日は、当該館長を任命する学長の任期の末日とする。
- 4 館長は、図書館に関する事項を掌理する。

(副館長)

第6条 図書館に副館長を置き、愛媛大学図書館委員会規程第3条第1項第3号及び第4号の委員の中から、館長が指名する。

- 2 副館長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、副館長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副館長は、館長の職務を補佐するとともに、館長に支障があるときは、副館長が、その職務を代行する。

(分館長)

第7条 各分館に、分館長を置く。

- 2 分館長は、医学部及び農学部の教授会に所属する専任の教授のうちから、当該学部長の推薦に基づき、学長が選考し任命する。
- 3 分館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の分館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 分館長は、当該分館に関する事項を掌理する。

(図書館委員会)

第8条 図書館に図書館の運営に関する重要事項を審議するため、愛媛大学図書館委員会(以下「図書館委員会」という。)を置く。

2 図書館委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書委員会)

第9条 各分館の運営に関する重要事項を審議するため、それぞれに図書委員会を置く。

2 各図書委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 図書館に関する事務は、図書館事務課で処理する。

(利用)

第11条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

2 第4条第3項の規定にかかわらず、平成24年11月1日付けで任命される農学部分館長の任期は、平成27年3月31日まで、平成26年2月1日付けで任命される医学部分館長の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。